

遺留分侵害額の請求調停

1 概要

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人（亡くなった方）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

遺留分侵害額の請求について当事者間で話し合いがつかない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、話し合いを進めていきます。

なお、遺留分侵害額の請求は、遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示を相手方にする必要がありますが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。この遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示をしないときは、遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

※令和元年7月1日より前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません（遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります）。

2 申立人

- ・遺留分を侵害された者（兄弟姉妹以外の相続人）
- ・遺留分を侵害された者の承継人（相続人、相続分譲受人）

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・・1200 円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・・140円×1枚、84円×5枚、10円×5枚 合計610 円分
(相手方一人増える毎に+140円×α)

5 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書 3 通
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用の控えの3通（相手方が2名以上の場合には相手方全員分）を作成してください。
- ☐ 送達場所等（☐変更）届出書 1 通
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通

- 相続人全員の戸籍等謄本（全部事項証明書）1通
- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本（全部事項証明書・除籍、改製原戸籍謄本等）1通
- 遺産目録1通
- 遺産に不動産がある場合、不動産登記事項証明書各1通
- 遺言が存在する場合、遺言書の写し又は遺言書の検認調書謄本の写し1通

→戸籍謄本等及び不動産登記事項証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。

6 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。

- ・ 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通（相手方が複数の場合には全員分）を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参するようお願いいたします。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

7 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

8 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、同時又は交互に調停室に入っていただきます。調停委員会が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

